

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「市民社会法＝民法の法原理から考える」
著者 / 所属	山口 秀樹 / 経済産業委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	433号
刊行日	2021-4-14
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

市民社会法＝民法の法原理から考える

経済産業委員会 専門員

やまぐち ひでき
山口 秀樹

民法を、市民社会の法、すなわち、市民社会における構成員相互の関係を規律する法（市民社会の実現法）と位置付けて理論体系化されたのは、民法学の泰斗沼正也博士である。

ここで市民社会とは、実在としての封建社会（身分や性別・腕力差等の人の自然的属性を法的に受容しての強者による弱者支配の社会）の理念的な対立物であり、その否定態として産み出された社会とされる。そうした市民社会においては、必然的に、すべて人は「独立」・「平等」・「自由」という属性（人間の自然的属性を捨象した結果得られる理念的属性）を帯有すべきものとされ、そうした「独立」・「平等」・「自由」の現実帯有者間の自由意志に基づく対抗関係を規律するのが「財産法」、また、未成年者等、「独立」・「平等」・「自由」の現実非帯有者の要保護性を補完して帯有者にまで高めるものが「親族法」とされた。

そして、「独立」・「平等」・「自由」を帯有する対等者間の関係を規律する「財産法」の世界では、個人財産権の尊重の原則、私的自治の原則、自己責任の原則という理念原理が実践原理としても支配するが、そうした中でも、その規律対象が真に対等者間の対抗関係であるかどうかを厳格に審査して運用されなければならないということが求められる（「適格性審査の原則」）。一方、「親族法」の世界では、「独立」・「平等」・「自由」の非帯有者について、最後の一人まで、何ものからも無条件に、「独立」・「平等」・「自由」を帯有させるべく保護することがその実践原理となるが（「無条件原理」）、そうした中でも、例えば、未成年者等の意思は、一步最善（理念原理）に近づけて、できるだけ尊重されるよう運用されなければならないとされる（「次善性の原則」）。

こうして、これら両々相まって、民法は、理念としての市民社会を法の強制力をもって実現する法として理論付けられたのである。

翻って、社会法や経済法の位置付けも、そうした理論体系の外延として理解することが可能となる。例えば、上述の「無条件原理」に関わるのは、生存権保障の無条件性しかり、最低賃金に抵触する労働契約の無効性しかりである。また、いわゆる「独占禁止法」による優越的地位の濫用規制を始めとする不公正な取引方法規制、割賦販売法による消費者保護規制などは、上述の「適格性審査の原則」に関わる法規整と言えよう。

対等者間の自由な対抗関係（自由な競争）の中で生まれ出た不平等は再び平等へと還元されなければならないというのは、市民社会法における基本原理の一つである。そうした中で、例えば、今日におけるデジタル・プラットフォーマー等に関する規制政策、あるいは、様々な産業保護政策（補助金等）や中小企業政策についてはどう考えるべきか。真に保護すべき対象は何であるか、何が本質的に求められる法規整で何がそうでない法規整かは、政策に関わる者が常に心に留めておくべき問題意識であると言える。